

静岡県告示第143号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

敷根B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
下田市		敷根		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域
				597 1号
				645-1 2号
				645-1 3号
				645-1 4号
				646-1 5号
				596-1 6号
				596-1 7号
597 8号				